

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q&A について

【Q1】

領収書の内容について

同一の宿泊施設に連泊し、その期間中に異なる現地（例：1 日目・2 日目は〇〇署、3 日目は△△署、4 日目は〇〇署）で業務を行った場合、領収書に宿泊費の内訳を手書きで記載してもよいですか。

また、その場合、確認資料として他の業務に係る契約書を添付した方がよいですか。

【A1】

・お考えのとおり、同一の宿泊施設に連泊した場合は、受注者において領収書の余白等に宿泊費の内訳（宿泊日ごとの業務箇所等）を手書きで記載いただいて差し支えありません。

また、契約書については不要とします。

なお、領収書の宛名は宿泊者ごとに整理し、提出してください。

領収書の余白等に次のように記載

宿泊費内訳

宿泊期間：令和〇年〇月 1 日～4 日（4 泊）

宿泊費総額：40,000 円（税込み）

一泊当たり：10,000 円（税込み）

〇〇署業務

〇月 1 日泊～〇月 2 日泊（3 泊）

$40,000 \text{ 円} \times 3/4 = 30,000 \text{ 円}$

△△署業務

〇月 4 日泊（1 泊）

$40,000 \text{ 円} \times 1/4 = 10,000 \text{ 円}$

【根拠・関連資料】

- ・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算
- ・調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い 1 旅費交通費の取扱いについて
- ・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領に係る細部取扱いについて

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q&A について

【Q2】

交通費について

「調査・測量・設計及び計画業務旅費交通費積算要領」の「(3) 現地作業・調査旅費交通費の積算」において、「交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を、地質調査業務、測量業務、設計業務及び計画作成等業務ごとに 1 往復分計上することができる。」とされています。

しかし、実際には、業務の都合により現地への乗り込みや引き上げを複数回行う場合があります。宿泊費が実費精算となっているように、交通費についても複数回の移動に要した実費を計上することはできますか。

【A2】

・本要領において、交通費は積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用として、業務ごとに **1 往復分のみ** 計上できるとされており、実際の移動回数にかかわらず、**複数回の移動に係る費用を計上することはできません。**

したがって、宿泊費のような実費精算の取扱いを行わず、交通費については要領に基づく積算となります。

【根拠・関連資料】

- ・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算

【Q3】

下請けに調査を依頼した場合の旅費について

調査業務の一部を外注し、元請負者が同行しない場合、旅費の領収書の宛名が元請負者の会社名ではなく、再委託先の会社名又は従事者名となっても旅費を請求できますか。

また、再委託した事実を確認するため、再委託契約書等を添付すれば旅費を計上できますか。

【A3】

・業務計画書に従事者として記載された者が業務に従事した場合は、領収書の宛名が元請負者の会社名でなくても旅費を計上することができます。

なお、旅費の計上に当たり、再委託の承認が不要となる少額の再委託については、原則として再委託契約書等の提出は不要です。ただし、業務計画書により従事者や業務実施体制が確認できることが前提となります。

【根拠・関連資料】

- ・調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い 様式 1
- ・国有林野事業業務請負契約約款第 7 条（一括再委託等の禁止）P837

【Q4】

最終の設計変更後の旅費の取扱い

最終の設計変更をした後に、旅費が発生した場合は旅費の請求ができますか。

(例：設計変更後の成果品の納品、完了検査への対応等)

【A4】

・完了通知書を提出する前であれば、契約内容を変更することは可能ですが、特記仕様書に明示しているとおり宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとなっていますので、適正なタイミングで計画する必要があります。

なお、完了検査に要する費用は受注者の負担となっていますので、計上できません。

【根拠・関連資料】

・森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書 第 1120 条、2121 条、3118 条

【Q5】

「実際の宿泊費が宿泊費基準額を超える場合は、協議の上、妥当性が確認できれば実際の宿泊費に変更できる」とありますが、どのような資料を提出すれば妥当性を証明できますか。

例えば、宿泊施設検索サイトの検索結果のスクリーンショットでもよいですか。

【A5】

・宿泊予定箇所から半径 1km 以内にある宿泊施設について確認した結果、3 施設とも別表 2 に定める宿泊費基準額を超える場合は、実際の宿泊費への変更について協議の対象となります。

妥当性の確認は、受注者から提出された資料により行います。

① 検索サイトから予約可能な場合

宿泊予定箇所から半径 1km 以内の宿泊施設について、検索サイトで宿泊料金が確認できる画面のスクリーンショットを提出してください。

② 検索サイトで予約できる施設がない場合

宿泊予定箇所から半径 1km 以内の宿泊施設について、3 施設程度に電話等で確認し、宿泊可能な施設名、確認日、宿泊料金を任意様式に整理して提出してください。

提出資料の記載例

宿泊予定日：令和〇年〇月〇日

施設名 料金 確認方法

A ホテル 15,800 円 検索サイト

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q&A について

B ホテル 16,500 円 検索サイト

C ホテル 15,300 円 電話確認

3 施設とも宿泊費基準額を超過

・なお、協議は宿泊前に行うことを原則とし、宿泊予定箇所周辺の宿泊事情等を踏まえて妥当性を確認します。

【根拠・関連資料】

・調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い 1 旅費交通費の取扱いについて（3）

【Q6】

宿泊費基準額を超える場合は事前協議が必要とされていますが、打合せ結果等により直前まで日程が確定せず、事前協議を行う時間的余裕がない場合があります。その場合も、事前に協議し承認を得てから宿泊施設を確保しなければなりません。それとも、事後の承認は可能ですか。

【A6】

・宿泊費基準額を超えることが見込まれる場合は、原則として上記 **A5** に記載する資料を添付のうえ、宿泊予約前に監督職員と協議してください。ただし、打合せ結果による急な日程変更や、宿泊施設の確保を急ぐ必要がある場合など、やむを得ない事情により事前協議が困難なときは、事後の協議及び承認を認めることがあります。

この場合においても、宿泊費基準額を超えた理由及びに記載する確認資料を提出し、宿泊費の妥当性を確認できることが必要です。

なお、事後承認の可否は個別の事情に応じて判断するため、事前協議が可能な場合は、できる限り事前に協議してください。

【根拠・関連資料】

・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算（3）②ア
・国家公務員等の旅費支給規程（以下「財務省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（職務の級が10級以下の者）の上限

北海道の令和8年度宿泊費基準額は15,000円

年度毎に変更する可能性があるので注意願います。

【Q7】

宿泊手当について

要領では、「宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかが含まれる場合は宿泊手当を 3 分の 2 の額とし、朝食及び夕食に係る費用が含まれる場合は宿泊手当を 3 分の 1 の額とする。」とされていますが、その確認のための資料提出は必要ですか。

【A7】

・宿泊手当の算定に当たっては、宿泊施設のプラン内容が確認できる資料の提出をお願いします。

確認資料としては、次のいずれかを提出してください。

宿泊施設検索サイトの予約画面又はプラン内容が確認できるスクリーンショット

朝食又は夕食の有無が確認できる領収書

その他、宿泊プランの内容が確認できる資料

宿泊料金に朝食又は夕食のいずれか一方が含まれる場合は、宿泊手当を 3 分の 2 の額とします。

宿泊料金に朝食及び夕食の両方が含まれる場合は、宿泊手当を 3 分の 1 の額とします。

なお、予約サイト等において朝食又は夕食が「無料」と表示されている場合であっても、宿泊プランに食事の提供が含まれている場合は、宿泊手当の減額対象となります。宿泊手当を減額しないのは、素泊まりプランなど、朝食及び夕食がいずれも含まれていない場合に限ります。

【Q8】

旅費交通費は実費精算とされていますが、現地作業の都合によりライトバンを 2 台使用した場合、2 台分の損料及び燃料費を計上することはできますか。

【A8】

・ライトバン運転経費（損料及び燃料費）は、実際の使用台数にかかわらず、**1 台のみ計上する取扱いとなります。**

旅費交通費のうち、実費精算の対象となるのは**宿泊費**です。

また、**航空賃についても実費精算の対象**となります。

したがって、ライトバンを 2 台使用した場合であっても、2 台分の損料及び燃料費を計上することはできません。

【根拠・関連資料】

・調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費等の取扱い 1 旅費交通費の取扱いについて（7）

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q & A について

【Q9】

ライトバン運転経費については（7）のとおり1台分しか計上できませんが、高速料金についても同様の取扱いとなりますか。

【A9】

・高速料金については、ライトバン運転経費とは別に計上することができますが、計上できる高速料金についてもライトバン運転経費と同様に、**1台分のみ**となります。

したがって、現地作業等のために複数台の車両を使用した場合であっても、高速料金を複数台分計上することはできません。

【Q10】

乗込引揚旅費等について

宿泊先から現地までの移動にかかる交通費は見込まれないのか。

【A10】

・宿泊先から現地までの移動に要する交通費については、別途見込みません。

測量に係る現地作業における連絡車（ライトバン）の運転経費は、測量標準歩掛の機械経費等に含まれているため、宿泊先から現地までの移動に要する費用について、当該経費の中で見込まれているものとして取り扱います。

したがって、宿泊先から現地までの移動距離や移動回数にかかわらず、交通費を別途見込むことはできません。

また、宿泊を伴わない通勤の場合においても、「積算上の基地」から「現地」までの交通費については同様の取扱いとし、別途計上することはできません。

【根拠・関連資料】

・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算（3）①イ及び②オ

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q&A について

【Q11】

「細部取扱いについて」にある記述について

2（1）で通勤と宿泊の区分が示されていますが、実際の業務実施状況が積算時の想定と異なる場合はどのように取り扱いますか。

【A11】

・通勤区分の場合

これまでと同様に、官積算において歩掛から算出した外業所要日数に基づき計上します。

なお、通勤区分として判定した業務において、受注者の判断により宿泊して業務を実施した場合であっても、宿泊に要する費用は計上できません。

・宿泊区分の場合

宿泊区分として判定した業務であっても、宿泊せずに業務を実施した場合は、実際に要した交通費を対象として計上します。

。

【根拠・関連資料】

- ・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算（3）①イウ、②オ、③ウ

【Q12】

航空賃について

協議により決定した基地から陸路距離が 400km 以上ある場合、航空経路を選択しても旅費の請求ができますか。

【A12】

・最も安価な経路が航空機を利用しない経路である場合であっても、その経路による移動時間が出発地から用務先まで概ね 4 時間以上を要するときは、航空機を利用する経路を選択することができます。

この場合、航空機を利用した経路に要した航空賃は、実費精算の対象となります。ただし、航空機を利用する場合であっても、必要最小限かつ経済的な経路を選定するものとします。

【根拠・関連資料】

- ・調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算（5）交通費

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q & A について

【Q13】

同じ業者が2つの業務を受注している場合、旅費交通費については重複しないようどちらか1業務のみに計上するという理解でよろしいですか。

2業務どちらも滞在により実施し、滞在地も同じである場合です。

なお、打合せは2業務まとめて同日に実施予定、業務に従事する技術者も同じ、作業工程もほぼ同様となっています。

【A13】

・ 同一署、同日、同経路、同一担当者により分割が困難であれば、宿泊費・宿泊手当については、実費精算となりますので、1業務のみに計上することとなります。

その際、打合せ協議簿により協議内容を記載願います。

・ 旅費交通費（宿泊が伴う場合）は実費精算とし、同一行程に複数受注業務（他官庁業務を除く。）が含まれる場合は重複計上しないものとする。ただし、測量業務を除くそれ以外の業務の通勤に係る交通費は受注業務ごとに計上する。

【根拠・関連資料】

・ 調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費要領 5 旅費交通費の積算（2）（3）

【Q14】

コテージやウィークリーマンションなどを一棟借りした場合、利用者ごとに按分して算出した宿泊費の内訳書を提出すれば、宿泊費として認められますか。

【A14】

・ はい。利用者ごとの宿泊費が分かるように按分した宿泊費内訳書（任意様式）を提出いただければ、実費による精算が可能です。ただし、1人当たりの宿泊費が宿泊費基準額（15,000 円（税込））を超える場合は、【Q & A 5】に記載の手続き・対応が必要となります。

按分方法の例

コテージ1棟を2泊3日で借り上げ、宿泊料金総額が60,000 円（税込）の場合

- ・ 利用者：4 名
- ・ 宿泊料金総額：60,000 円（税込み）
- ・ 1人当たり宿泊費：60,000 円 ÷ 4 名 = 15,000 円（税込み）

この場合、1人当たりの宿泊費は15,000 円となるため、宿泊費内訳書に算出根拠を記載のうえ提出してください。

宿泊日数や利用人数が異なる場合は、以下のような考え方も記載できます。

調査、測量、設計及び計画業務における旅費交通費に関する Q & A について

利用日数が異なる場合の例

- ・ 宿泊料金総額：60,000 円（税込み）
- ・ A 氏：2 泊、B 氏：2 泊、C 氏：1 泊、D 氏：1 泊
- ・ 延べ宿泊数：6 人泊（2+2+1+1）

1 人 1 泊当たり単価

60,000 円 ÷ 6 人泊 = 10,000 円（税込み）

各人の宿泊費

- ・ A 氏：10,000 円 × 2 泊 = 20,000 円
- ・ B 氏：10,000 円 × 2 泊 = 20,000 円
- ・ C 氏：10,000 円 × 1 泊 = 10,000 円
- ・ D 氏：10,000 円 × 1 泊 = 10,000 円

このように、利用実態に応じた合理的な方法で按分し、その算出根拠が分かる宿泊費内訳書を提出してください。

【Q15】

宿泊所がない場合（離島、激甚災害）、キャンピングカーを活用して調査した実績があります。

今後、このような場合にキャンピングカーに係る経費は設計変更で計上できますか。

【A15】

離島、災害発生直後の被災地その他これらに類する特別な事情により、周辺に利用可能な宿泊施設がない場合は、受発注者間で協議の上、必要と認められる場合に限り、設計変更の対象とすることができます。

この場合、キャンピングカーの利用以外に現実的な代替手段がないこと、及び業務遂行上必要であることを確認します。

設計変更の可否については、宿泊施設の有無、業務内容の妥当性等を総合的に勘案して判断します。

なお、キャンピングカーを利用する場合は、事前に監督職員と協議し、見積書その他経費の内容が確認できる資料を提出してください。

根拠・関連資料 URL

[林野庁 積算基準 5.森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領](#)
[北海道森林管理局 森林土木工事及び調査・設計業務の設計積算について 積算歩掛](#)
[林野庁 標準仕様書](#)